

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に関する意見書

2016年（平成28年）6月28日

先物取引被害全国研究会
代表幹事 弁護士 平澤慎一
事務局長 弁護士 島 幸明
(連絡先) 〒107-0052 東京都港区赤坂 3-9-18
赤坂見附 KITAYAMA ビル 3階
アクト法律事務所
tel 03-5570-5671 fax 03-5570-5674

第1 意見の趣旨

1 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下、「監督指針」という。）改正案Ⅱ-4-2（4）①ロについて、適合性原則の審査における考慮事項のうち、投資可能資金額の申告内容に関し、顧客の収入や資産等に鑑み過大となっていないかを書面等の形式的な審査にとどまらない適切な審査を業者側に求めることに賛成である。

なお、「書面等の形式的な審査に止まらない適切な審査」については具体的な記載がないことから、裏付け資料の徴求等の具体的措置を例示すべきである。

2 監督指針改正案Ⅱ-4-2（4）②イについて、旧監督指針の「建玉時に預託する取引証拠金等の額が投資上限額（…）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘」のうち、「建玉時に預託する」部分を削除することに賛成である。

第2 意見の理由

1 監督指針Ⅱ-4-2（4）①ロについて

これまでの被害事例においては、商品先物取引業者が、顧客の収入や資産の裏付けを確認することなく、投資可能金額に恣意的な金額を記入させる事案が散見された。本改正案はそのような事案発生の予防

の一助となるものであり、投資可能金額の申告内容が、顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大となっていないか適切に把握することにつながるもので、基本的に賛成である。

ただし、書面等の形式的な審査にとどまらない適切な審査の内容については具体的な記載がなく、その運用によっては本改正案による規制が形骸化されることから、例えば、一定の年齢（例えば65歳）以上の顧客の場合や、申告する資産が年収と比して大きい場合（例えば年収の2倍）については、裏付けとなる収入・資産を証明する資料を徴求させるなど、具体的措置を例示することが検討されるべきである。

2 監督指針Ⅱ-4-2(4)②イについて

本改正案によれば、「建玉時に預託する取引証拠金等の額が投資上限額（…）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘」のうち、「建玉時に預託する」が削除され、「取引証拠金等の額が投資上限額（…）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘」が適合性原則（新規委託者保護義務）の観点から不適當な勧誘にあたることが明確化されることとなる。

このような改正は、新規委託者が取引開始当初の習熟期間中に不測の損害を被らないように取引を抑制するという適合性の原則（新規委託者保護義務）の趣旨に資することから、賛成である。

以上